

2013 年 10 月 31 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—産業政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 286 号 ）

# 商務部、 ファイナンスリース管理規定を公布 監督強化で信用リスク防止を図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は、2013 年 9 月 18 日付で『「ファイナンスリース企業監督管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（商流通発[2013]337 号、以下『管理弁法』という）を公布しました。商務部門の認可を受けて設立されたファイナンスリース企業（＝融資租賃公司）に対し、適正価格によるリース資産の売買やオンラインシステムを通じた経営報告を求める等の監督強化を図っています。『管理弁法』は、2013 年 10 月 1 日より施行されています。

## □ リース契約が地方政府の債務に

「ファイナンスリース（融资租赁）」とは、賃貸人（レッサー＝リース会社）が賃借人（レシー＝企業）の選択に基づいてリース資産を購入し、賃借人に提供して使用させ、賃借人が賃貸人にリース代金を支払う取引行為を指します（『管理弁法』第 2 条）。中国のファイナンスリース企業は、設立認可・監督管理部門と根拠規定によって図表 1 のように分類されます。

【図表 1】中国におけるファイナンスリース企業の種類

| 企業種類                | 認可部門                      | 根拠規定                                                              | 設立要件等                                                           |
|---------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 金融リース会社             | 中国銀行業<br>監督管理委員会          | 『 <u>金融リース会社管理弁法</u> 』<br>（中国銀行業監督管理委員会<br>令 2007 年第 1 号）         | 中国語で「 <u>金融租賃公司</u> 」。銀行等が設立するファイナンスリース会社。最低資本金 1 億元（または相当額の外貨） |
| 内資ファイナンス<br>リース会社   | 商務部流通発展司<br>および<br>国家税務総局 | 『 <u>ファイナンスリース業務の<br/>従事に関連する問題について<br/>の通達</u> 』（商建発[2004]560 号） | 中国語で「 <u>融資租賃公司</u> 」。試行業務として当局が個別に認可。最低資本金要求は 1 億 7000 万人民币元   |
| 外商投資ファイナ<br>ンスリース会社 | 商務部外資司<br>あるいは<br>省級商務部門※ | 『 <u>外商投資リース業管理弁法</u> 』<br>（商務部令 2005 年第 5 号）                     | 中国語で「 <u>融資租賃公司</u> 」。設立要件に最低資本金 1000 万ドル、投資家の総資産 500 万ドル等      |

※ここで言う省級商務部門には、省・自治区・直轄市のほか、深圳等の計画単列市も含まれています。

（関連通達および情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

今回『管理弁法』が公布された背景には、資金繰りの苦しい企業や地方政府融資プラットフォーム会社がファイナンスリースを新たな資金調達手段として利用し、信用リスクが高まっていることがあるとみられます。また、ファイナンスリース企業（融資租賃公司）の経営行為と監督管理を規範化する統一規定がこれまで欠けていた事情もありました。

日本の会計監査院に当たる国務院審計署は、今年6月発表した36の地方政府の債務調査結果において、2011～12年に信託貸付、ファイナンスリース、リースバック、理財商品発行等の方法を通じて1090.1億元が地方政府に融資されたことを明らかにしています。「リースバック（セール・アンド・リースバック、**售后回租**）」とは、企業が自社の資産をリース会社に売却し、リース会社から売却資産をリースする取引行為のことです。中国では最近、銀行貸出規制を回避しつつ、資産を担保としてファイナンスを受ける実質的な借入行為として利用されているケースが少なくないとみられています。

商務部は、すでに外商投資ファイナンスリース会社の管理強化に乗り出しています。2013年7月11日付で『外商投資ファイナンスリース会社の審査・批准と管理業務の強化および改善に関する通達』を發布し、省級商務部門に対して外商投資ファイナンスリース会社の設立批准審査を厳格化するよう求めた（第5条）ほか、「外資ファイナンスリース会社はいかなる形式においても政府の公益性プロジェクトを引き受ける地方政府融資プラットフォーム会社に直接的もしくは間接的な融資を提供してはならない」（第7条）と規定していました。

#### □ リースバック等に一定の制約

今回公布された『管理弁法』は、商務部門の認可を経て設立された内資・外資のファイナンスリース企業に適用されます。ファイナンスリース企業の取扱可能業務と禁止事項を明確化（図表2参照）にしているほか、「ファイナンスリース企業のリスク資産は、純資産総額の10倍を超えてはならない」（第22条）ことを再確認しています。

商務部は、ファイナンスリース企業の管理強化を図るため、2013年7月23日付で『全国ファイナンスリース企業

管理情報システムの試運転に関する通達』を發布し、「全国ファイナンスリース企業管理情報システム」<sup>1</sup>を稼動しています。『管理弁法』はファイナンスリース企業に対し、このシステムを通じて四半期終了後15営業日以内に当該四半期の経営状況統計表とその要約説明を入力すること、毎年4月30日までに前年度の経営状況統計表とその説明を入力し、監査を経た前年度の財務会計報告を報告することを求めています（第31条）。

【図表2】ファイナンスリース企業の取扱可能業務と禁止事項

|                     |                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファイナンスリース企業の取扱可能業務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直接リース、転リース、リースバック、レバレッジドリース、委託リース、提携リース等のファイナンスリース業務</li> <li>✓ リース業務と関連するリース資産の購入、リース資産の残余価額処理、保守、リース取引のコンサルティング・担保、第三者機関への売掛債権の譲渡、リース保証金の受取</li> <li>✓ 主管部門の批准を経たその他の業務</li> </ul> |
| ファイナンスリース企業に対する禁止事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 預金の吸収、貸付の実行、貸付の受託実行等の金融サービス</li> <li>✓ 関連部門の批准を経ずにインターバンク取引業務に従事すること</li> <li>✓ ファイナンスリースの名義で違法な資金収集活動を展開すること</li> </ul>                                                             |

（『管理規定』第8～10条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

<sup>1</sup> 全国融资租赁企业管理信息系统 <http://leasing.mofcom.gov.cn/>

一方、省級商務部門に対しては、関連企業取引比率、リスク資産比率、単一賃借人業務比率、リース代金延滞率等の指標を分析して、ファイナンスリース企業を監督・指導すること（第 28 条）や、毎年 6 月 30 日までに当該行政区域における前年度のファイナンスリース会社の発展状況と監督管理状況を商務部に報告すること（第 29 条）を要求しています。

『管理弁法』は、ファイナンスリース企業と関連企業との取引について、一定の制約を加えています。

「ファイナンスリース企業が賃借人を関連企業とする取引に対して表決もしくは決裁を行うとき、当該関連取引と関連関係のある人員は回避しなければならない」としているほか、「関連生産企業から設備を購入するとき、関連設備の決済価格は当該生産企業がいかなる第三者に販売する価格もしくは同等ロットの設備の価格を明らかに下回ってはならない」とも明記しています（第 15 条）。

リースバックについては、①リースバックの対象物は、経済機能を発揮することができ、合わせて持続的な経済収益を生み出すことができる資産でなければならないこと、②賃借人が処分権を持たない、あるいは抵当が設定された、司法機関により差し押さえられた、所有権にその他の瑕疵が存在する資産をリースバックの対象物としてはならないこと、③ファイナンスリース企業はリースバック協議の締結前にリース資産の発票、購入契約、登記権利証、代金支払証憑、産権移転証憑等の証明資料を審査し、対象物の権利帰属関係を確認しなければならないこと、④リースバック対象物の購入に当たっては、合理的で会計準則に違反しない依拠を価格設定の参考としなければならず、低い価値のものを高価に購入してはならないこと、を規定しています（第 19 条～第 21 条）。

＊

中国リース連盟によると、全国のファイナンスリース企業数は今年 9 月末の段階で 746 社あり、このうち金融リース会社が 23 社、内資ファイナンスリース会社が 123 社、外商投資ファイナンスリース会社が 600 社となっています（SPV のようなプロジェクト子会社を除く）。また、今年 6 月末のファイナンスリース契約残高は約 1.9 兆元に上っています。

中国政府は、『管理弁法』により監督管理の強化を図りつつも、ファイナンスリース業界の発展を後押しする方針です。これは、「中国（上海）自由貿易試験区」においてファイナンスリース企業に対する規制緩和・優遇措置が実施されていることや、『管理弁法』が「ファイナンスリースは、実体経済に直接サービスし、装備製造業の発展促進、中小企業融資、企業の技術レベルアップ・改造、設備の輸出入、商品流通等の方面において重要な役割を有しており、産業と融資の結合、実体経済の発展の重要な手段である」（第 2 条）とわざわざ明記していることからもうかがい知れます。

『管理弁法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 10 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

**商務部**  
**商流通発[2013]337号**  
**『ファイナンスリース企業監督管理弁法』の印刷・配布に関する通達**

各省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆生産建設兵団商務主管部門：

ファイナンスリース企業の監督管理制度をさらに完美化し、ファイナンスリース業界の監督管理水準を向上させ、ファイナンスリース企業の経営行為を規範化し、業界リスクを防止し、ファイナンスリース業の健全で秩序ある発展を促進するため、関連法律・法規および規則に基づき、商務部は『ファイナンスリース企業監督管理弁法』を制定し、商務部 2013 年第 7 回部務会議の審議にて可決した。ここに印刷・配布し、2013 年 10 月 1 日より施行する。

中華人民共和國商務部

2013 年 9 月 18 日

**ファイナンスリース企業監督管理弁法**

**第 1 章 総則**

**第1条** わが国のファイナンスリース業の健全な発展を促進し、ファイナンスリース企業の経営行為を規範化し、経営リスクを防止するため、『契約法』、『物権法』、『会社法』等の法律・法規および商務部の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 本弁法がいうファイナンスリース企業とは、商務部の関連規定に基づきファイナンスリース業務に従事する企業を指す。

本弁法がいうファイナンスリース業務とは、賃貸人が賃借人の販売者、リース物に対する選択に基づき、販売者からリース物を購入し、賃借人に提供して使用させ、賃借人がリース代金を支払う取引活動を指す。

ファイナンスリースは、実体経済に直接サービスし、装備製造業の発展促進、中小企業融資、企業の技術レベルアップ・改造、設備の輸出入、商品流通等の面において重要な役割を有しており、産業と融資の結合、実体経済の発展の重要な手段である。

**第3条** ファイナンスリース企業は、その業務規模と適応する資産規模、資金力およびリスク管理コントロール能力を備えていなければならない。ファイナンスリース企業の設立を申請する国外投資家は、外商投資の関連規定にも合致していなければならない。

**第4条** ファイナンスリース企業は、金融、貿易、法律、会計等の方面で専門知識、技能および従業経験を有し、かつ良好な従業記録を有する人員、ならびに少なくとも3年のファイナンスリース・リース業務もしくは金融機関の運営管理経験を擁する総経理、副総経理、リスクコントロール主管等の高級管理人員を配置しなければならない。

**第5条** ファイナンスリース企業が展開する経営活動は、中華人民共和国の法律、法規、規則および本弁法の規定を遵守しなければならない、国家の利益および社会公共の利益を損なってはならない。

**第6条** 商務部は、全国のファイナンスリース企業に対して監督管理を実施する。省級商務主管部門は、当該行政区域内のファイナンスリース企業の監督管理に責任を負う。

本弁法がいう省級商務主管部門とは、省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門を指す。

**第7条** ファイナンスリース企業が直接リース等の方式を通じてリースサービスを提供し、資産管理総合能力を増強し、専門化および差別化経営を展開することを奨励する。

## 第2章 経営規則

**第8条** ファイナンスリース企業は、関連法律、法規および規則の規定に合致する条件の下、直接リース、転リース、セール・アンド・リースバック、レバレッジドリース、委託リース、提携リース等の形式を採用してファイナンスリース業務を展開することができる。

**第9条** ファイナンスリース企業は、ファイナンスリース等のリース業務を主要業務とし、ファイナンスリースおよびリース業務と関連するリース財産の購入、リース財産の残余価額処理と保守、リース取引のコンサルティングおよび担保、第三者機関への売掛債権の譲渡、リース保証金の受取および審査・批准部門の批准を経たその他の業務を展開しなければならない。

**第10条** ファイナンスリース企業が展開するファイナンスリース業務は、権利帰属が明確で、真実に存在し、かつ収益権を生み出すことができるリース物をキャリアとしなければならない。

ファイナンスリース企業は、預金の吸収、貸付の実行、貸付の受託実行等の金融業務に従事してはならない。関連部門の批准を経ずに、ファイナンスリース企業はインターバンク貸借等の業務に従事してはならない。ファイナンスリース企業がファイナンスリースの名義を借りて違法な資金収集活動を展開することを厳禁する。

**第11条** ファイナンスリース企業が輸入するリース物が割当、許可等の管理に係わる場合、リース物の

購入側もしくは産権所有者が関連規定に基づき関連手続を行わなければならない。

ファイナンスリース企業の経營業務過程において外貨管理事項に係わる場合、国家外貨管理局の関連規定を遵守しなければならない。

**第12条** ファイナンスリース企業は、関連規定に基づき、健全な財務会計制度を構築し、企業の財務状況、経営成果およびキャッシュフローを真実に記録および反映しなければならない。

**第13条** ファイナンスリース企業は、完善的な内部リスクコントロール体系を構築し、良好なリスク資産分類管理制度、賃借人信用評価制度、事後取立および処理制度ならびにリスクアラートメカニズム等を形成しなければならない。

**第14条** リスクをコントロールし低下させるため、ファイナンスリース企業はファイナンスリースプロジェクトに対し真剣な調査を行い、賃借人の持続的なリース代金支払の能力を十分に考慮および評価し、合わせて複数の方式を採用して違約リスクを低下させ、合わせてファイナンスリースプロジェクトに対する検査および後期管理を強化しなければならない。

**第15条** ファイナンスリース企業は、関連取引管理制度を構築しなければならない。ファイナンスリース企業が賃借人を関連企業とする取引に対して表決もしくは決裁を行うとき、当該関連取引と関連関係のある人員は回避しなければならない。

ファイナンスリース企業が、関連生産企業から設備を購入するとき、関連設備の決済価格は当該生産企業がいかなる第三者に販売する価格もしくは同等ロットの設備の価格を明らかに下回ってはならない。

**第16条** ファイナンスリース企業は、委託リース、転リースの資産に対して分割して管理し、単独で帳簿を立てなければならない。ファイナンスリース企業および賃借人は、ファイナンスリース業務と関連する担保、保険等の事項に対して十分な約定を行い、取引の安全を保護しなければならない。

**第17条** ファイナンスリース企業は、重点賃借人に対する管理を強化し、単独の賃借人および賃借人を関係者とする業務の比率をコントロールし、注意して経営リスクを防止および分散させなければならない。

**第18条** 国家の法律規定に基づきリース物の権利帰属を登記しなければならない場合、ファイナンスリース企業は法に基づき関連登記手続を行わなければならない。リース物が登記する必要のある財産類別に属していない場合、ファイナンスリース企業が商務主管部門の指定するシステムで登記を行い、リース物の所有権を明示することを奨励する。

**第19条** リースバックの対象物は、経済機能を発揮することができ、合わせて持続的な経済収益を生み出すことができる財産でなければならない。ファイナンスリース企業がリースバック業務を展開するとき、注意してリスクコントロールを強化しなければならない。

**第20条** ファイナンスリース企業は、賃借人の処分権がない、すでに抵当が設定された、すでに司法機関により差し押さえられた、または所有権にその他の瑕疵が存在する財産をリースバック業務の対象物として受け付けてはならない。

ファイナンスリース企業は、リースバック協議を締結する前に、リース物の発票、購入契約、登記権利証、代金支払証憑、産権移転証憑等の証明資料を審査し、対象物の権利帰属関係を確認しなければならない。

**第21条** ファイナンスリース企業は、リースバック資産の価値を十分に考慮かつ客観的に評価し、対象物の購入価格に対して合理的で、会計準則に違反しない定価の依拠を参考としなければならない、低い価値のものを高価に購入してはならない。

**第22条** ファイナンスリース企業のリスク資産は、純資産総額の10倍を超えてはならない。

**第23条** ファイナンスリース企業は、国家の関連規定に基づき期限どおりに各種税金を納付しなければならない、脱税する、または非ファイナンスリース業務をファイナンスリース業務として納税を行うことを厳禁する。

### 第3章 監督管理

**第24条** 商務部および省級商務主管部門は、法律、法規、規則および商務部の関連規定に基づき、法に基づき監督管理の職責を履行する。

各級の商務主管部門は、監督管理の職責を履行する過程において、法に基づき管理を強化し、知りえた企業の商業秘密に対して厳格に秘密保持しなければならない。

**第25条** 省級商務主管部門は、複数の方式を通じてファイナンスリース企業に対する監督管理を強化し、企業の経営状況および経営リスクに対して継続的なモニタリングを行わなければならない。監督管理チームの建設を強化し、監督管理要求および職責に基づき関連人員を配置し、業務研修を強化し、監督管理人員の監督管理水準を向上させなければならない。

**第26条** 省級商務主管部門は、重大状況通報メカニズム、リスクアラートメカニズムおよび突発事件応

急処理メカニズムを構築し、遅滞なく効果的にファイナンスリース業界の突発事件を処理しなければならない。

**第27条** 日常の監督管理において、省級商務主管部門はファイナンスリース企業に預金の吸収、貸付の実行、範囲を超えた経営等の違法行為が存在しないか厳格な監督管理を行わなければならない。発見した場合は遅滞なく関連部門に通報して処理し、合わせて状況を商務部に報告しなければならない。

**第28条** 省級商務主管部門は、定期的に関連企業取引比率、リスク資産比率、単独の貸借人の業務比率、リース代金の延滞率等の肝心の指標に対して分析を行わなければならない。関連指標が高すぎる、潜在的な経営リスクが大きくなった企業に対して、重点的に注意しなければならない。

商務主管部門は、業務の需要に基づき業界団体等の仲介組織に委託して関連状況の把握に協力させることができる。

**第29条** 省級商務主管部門は、毎年6月30日までに商務部へ前年度の当該管轄区内のファイナンスリース企業の発展状況および監督管理状況を書面で報告しなければならない。重大な問題を発見した場合、直ちに報告しなければならない。

**第30条** 商務部は、「全国ファイナンスリース企業管理情報システム」を構築、完善化し、情報化手段を運用してファイナンスリース企業の業務活動、内部コントロールおよびリスク状況等の状況に対して把握および監督管理を行い、ファイナンスリース企業の経営管理水準およびリスクコントロール能力を向上させる。

**第31条** ファイナンスリース企業は、商務部の要求に基づき全国ファイナンスリース企業管理情報システムを使用し、遅滞なく事実どおりに関連データを入力しなければならない。四半期毎の終了後15営業日以内に、前四半期の経営状況統計表および要約説明を入力し、毎年4月30日までに、前年度の経営状況統計表、説明を入力し、監査機構の監査を経た前年度の財務会計報告（附註を含む）を報告する。

**第32条** ファイナンスリース企業の名称変更、遠隔地への移転、登録資本金の増減、組織形態の改変、持分構成の調整等は、事前に省級商務主管部門に通報しなければならない。外商投資企業が前述の変更事項に係わる場合、関連規定に基づき審査・批准、届出等の関連手続を履行しなければならない。

ファイナンスリース企業は、工商登記変更手続を行ってから5営業日以内に、全国ファイナンスリース企業管理情報システムにログインして上述の情報を修正しなければならない。

**第33条** 商務主管部門は、団体業界の役割を重視して発揮させ、業界団体の積極的な業界研修、従業員資質認定、理論研究、紛争調停等の活動の展開を奨励し、業界団体による業界自律の強化および法に基づく業界権益の保護を支持し、主管部門による業界監督管理の実行に協力させ、公平で競争的な市場環境を保護する必要がある。

**第34条** ファイナンスリース企業がわが国の関連法律、法規、規則および本弁法の関連規定に違反した場合、関連規定に基づき処理する。

#### 第4章 附則

**第35条** 本弁法は、商務部が解釈に責任を負う。

**第36条** 本弁法は、2013年10月1日より施行する。

(中国語原文)

**商务部**  
**商流通发[2013]337号**  
**关于印发《融资租赁企业监督管理办法》的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门：

为进一步完善融资租赁企业监管制度，提升融资租赁行业监管水平，规范融资租赁企业经营行为，防范行业风险，促进融资租赁业健康有序发展，根据有关法律法规及规定，商务部制定了《融资租赁企业监督管理办法》，已经商务部 2013 年第 7 次部务会议审议通过，现印发给你们，自 2013 年 10 月 1 日起施行。

中华人民共和国商务部

2013 年 9 月 18 日

**融资租赁企业监督管理办法**

**第一章 总则**

**第一条** 为促进我国融资租赁业健康发展，规范融资租赁企业的经营行为，防范经营风险，根据《合同法》、《物权法》、《公司法》等法律法规及商务部有关规定，制订本办法。

**第二条** 本办法所称融资租赁企业是指根据商务部有关规定从事融资租赁业务的企业。

本办法所称融资租赁业务是指出租人根据承租人对出卖人、租赁物的选择，向出卖人购买租赁物，提供给承租人使用，承租人支付租金的交易活动。

融资租赁直接服务于实体经济，在促进装备制造业发展、中小企业融资、企业技术升级改造、设备进出口、商品流通等方面具有重要的作用，是推动产融结合、发展实体经济的重要手段。

**第三条** 融资租赁企业应具备与其业务规模相适应的资产规模、资金实力和风险管控能力。申请设立融资租赁企业的境外投资者，还须符合外商投资的相关规定。

**第四条** 融资租赁企业应配备具有金融、贸易、法律、会计等方面专业知识、技能和从业经验并具有良好的从业记录的人员，拥有不少于三年融资租赁、租赁业务或金融机构运营管理经验的总经理、副总经理、风险控制主管等高管人员。

**第五条** 融资租赁企业开展经营活动，应当遵守中华人民共和国法律、法规、规章和本办法的规定，不得损害国家利益和社会公共利益。

**第六条** 商务部对全国融资租赁企业实施监督管理。省级商务主管部门负责监管本行政区域内的融资租赁企业。

本办法所称省级商务主管部门是指省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门。

**第七条** 鼓励融资租赁企业通过直接租赁等方式提供租赁服务，增强资产管理综合能力，开展专业化和差异化经营。

## 第二章 经营规则

**第八条** 融资租赁企业可以在符合有关法律、法规及规章规定的条件下采取直接租赁、转租赁、售后回租、杠杆租赁、委托租赁、联合租赁等形式开展融资租赁业务。

**第九条** 融资租赁企业应当以融资租赁等租赁业务为主营业务，开展与融资租赁和租赁业务相关的租赁财产购买、租赁财产残值处理与维修、租赁交易咨询和担保、向第三方机构转让应收账款、接受租赁保证金及经审批部门批准的其他业务。

**第十条** 融资租赁企业开展融资租赁业务应当以权属清晰、真实存在且能够产生收益权的租赁物为载体。

融资租赁企业不得从事吸收存款、发放贷款、受托发放贷款等金融业务。未经相关部门批准，融资租赁企业不得从事同业拆借等业务。严禁融资租赁企业借融资租赁的名义开展非法集资活动。

**第十一条** 融资租赁企业进口租赁物涉及配额、许可等管理的，应由购买租赁物方或产权所有方按有关规定办理相关手续。

融资租赁企业经营业务过程中涉及外汇管理事项的，应当遵守国家外汇管理有关规定。

**第十二条** 融资租赁企业应当按照相关规定，建立健全财务会计制度，真实记录和反映企业的财务状况、经营成果和现金流量。

**第十三条** 融资租赁企业应当建立完善的内部风险控制体系，形成良好的风险资产分类管理制度、承租人信用评估制度、事后追偿和处置制度以及风险预警机制等。

- 第十四条** 为控制和降低风险，融资租赁企业应当对融资租赁项目进行认真调查，充分考虑和评估承租人持续支付租金的能力，采取多种方式降低违约风险，并加强对融资租赁项目的检查及后期管理。
- 第十五条** 融资租赁企业应当建立关联交易管理制度。融资租赁企业在对承租人为关联企业的交易进行表决或决策时，与该关联交易有关联关系的人员应当回避。
- 融资租赁企业在向关联生产企业采购设备时，有关设备的结算价格不得明显低于该生产企业向任何第三方销售的价格或同等批量设备的价格。
- 第十六条** 融资租赁企业对委托租赁、转租赁的资产应当分别管理，单独建账。融资租赁企业和承租人应对与融资租赁业务有关的担保、保险等事项进行充分约定，维护交易安全。
- 第十七条** 融资租赁企业应加强对重点承租人的管理，控制单一承租人及承租人为关联方的业务比例，注意防范和分散经营风险。
- 第十八条** 按照国家法律规定租赁物的权属应当登记的，融资租赁企业须依法办理相关登记手续。若租赁物不属于需要登记的财产类别，鼓励融资租赁企业在商务主管部门指定的系统进行登记，明示租赁物所有权。
- 第十九条** 售后回租的标的物应为能发挥经济功能，并能产生持续经济效益的财产。融资租赁企业开展售后回租业务时，应注意加强风险防控。
- 第二十条** 融资租赁企业不应接受承租人无处分权的、已经设立抵押的、已经被司法机关查封扣押的或所有权存在其他瑕疵的财产作为售后回租业务的标的物。
- 融资租赁企业在签订售后回租协议前，应当审查租赁物发票、采购合同、登记权证、付款凭证、产权转移凭证等证明材料，以确认标的物权属关系。
- 第二十一条** 融资租赁企业应充分考虑并客观评估售后回租资产的价值，对标的物的买入价格应有合理的、不违反会计准则的定价依据作为参考，不得低值高买。
- 第二十二条** 融资租赁企业的风险资产不得超过净资产总额的 10 倍。
- 第二十三条** 融资租赁企业应严格按照国家有关规定按时缴纳各种税款，严禁偷逃税款或将非融资租赁业务作为融资租赁业务进行纳税。

### 第三章 监督管理

**第二十四条** 商务部及省级商务主管部门依照法律、法规、规章和商务部有关规定，依法履行监管职责。

各级商务主管部门在履行监管职责的过程中，应依法加强管理，对所知悉的企业商业秘密应严格保密。

**第二十五条** 省级商务主管部门应通过多种方式加强对融资租赁企业的监督管理，对企业经营状况及经营风险进行持续监测；加强监管队伍建设，按照监管要求和职责配备相关人员，加强业务培训，提高监管人员监管水平。

**第二十六条** 省级商务主管部门应当建立重大情况通报机制、风险预警机制和突发事件应急处置机制，及时、有效地处置融资租赁行业突发事件。

**第二十七条** 在日常监管中，省级商务主管部门应当重点对融资租赁企业是否存在吸收存款、发放贷款、超范围经营等违法行为进行严格监督管理。一旦发现应及时提报相关部门处理并将情况报告商务部。

**第二十八条** 省级商务主管部门要定期对企业关联交易比例、风险资产比例、单一承租人业务比例、租金逾期率等关键指标进行分析。对于相关指标偏高、潜在经营风险加大的企业应给予重点关注。

商务主管部门可以根据工作需要委托行业协会等中介组织协助了解有关情况。

**第二十九条** 省级商务主管部门应于每年6月30日前向商务部书面上报上一年度本行政区域内融资租赁企业发展情况以及监管情况。如发现重大问题应立即上报。

**第三十条** 商务部建立、完善“全国融资租赁企业管理信息系统”，运用信息化手段对融资租赁企业的业务活动、内部控制和风险状况等情况进行了解和监督管理，提高融资租赁企业经营管理水平和风险控制能力。

**第三十一条** 融资租赁企业应当按照商务部的要求使用全国融资租赁企业管理信息系统，及时如实填报有关数据。每季度结束后15个工作日内填报上一季度经营情况统计表及简要说明；每年4月30日前填报上一年经营情况统计表、说明，报送经审计机构审计的上一年度财务会计报告（含附注）。

**第三十二条** 融资租赁企业变更名称、异地迁址、增减注册资本金、改变组织形式、调整股权结构等，应事先通报省级商务主管部门。外商投资企业涉及前述变更事项，应按有关规定履行审批、

备案等相关手续。

融资租赁企业应在办理变更工商登记手续后 5 个工作日内登录全国融资租赁企业管理信息系统修改上述信息。

**第三十三条** 商务主管部门要重视发挥行业协会作用，鼓励行业协会积极开展行业培训、从业人员资质认定、理论研究、纠纷调解等活动，支持行业协会加强行业自律和依法维护行业权益，配合主管部门进行行业监督管理，维护公平有序的市场竞争环境。

**第三十四条** 融资租赁企业如违反我国有关法律、法规、规章以及本办法相关规定的，按照有关规定处理。

## 第四章 附则

**第三十五条** 本办法由商务部负责解释。

**第三十六条** 本办法自 2013 年 10 月 1 日起施行。

### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。